

(別紙) 事案の概要及び処分の理由

下記職員は、吉川元大臣からの招きを受け、政治家及び利害関係がある事業者と共に飲食をした際、費用は政治家が負担するものと考えて自己の費用を負担しなかったが、今般の調査において、会食に係る費用を利害関係がある事業者が負担していたことが判明した。

- (1) 枝元真徹（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）
平成30年10月4日に、利害関係がある事業者から約22,000円について飲食の供応を受けた。
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- (2) 水田正和（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）
令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から約23,000円について飲食の供応を受けた。
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- (3) 伏見啓二（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）
平成30年10月4日及び令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から2回約45,000円について飲食の供応を受けた。
- (4) 渡邊 毅（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）
令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から約23,000円について飲食の供応を受けた。
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- (5) 望月健司（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）
平成30年10月4日及び令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から2回約45,000円について飲食の供応を受けた。
- (6) 犬飼史郎（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）
令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から約23,000円について飲食の供応を受けた。

※ 上記金額については、それぞれ当該利害関係がある事業者に返金済。